

令和2年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第5号

令和2年9月18日(金)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	特命参事	千葉	伸吾君
総務課長	浅野	辰夫君	財政課長	熊谷	有司君
まちづくり政策課長	伊藤	義継君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	千葉	恭啓君	代表監査委員	零石	顕君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、なし。

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第5号

令和2年9月18日（金曜日） 午後1時30分開議

- | | | |
|-------|------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 認定第1号 | 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第2号 | 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第3号 | 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第4号 | 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第5号 | 令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第6号 | 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第7号 | 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第8号 | 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第9号 | 令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第65号 | 財産の無償貸付について |
| 日程第12 | 議案第66号 | 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第13 | 委発第2号 | 大郷町議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第14 | 閉会中の所管事務調査 | |

本日の会議に付した案件

令和2年9月18日（金曜日） 午後1時30分開議

- | | | |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 認定第1号 | 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第2号 | 令和元年度大郷町令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第3号 | 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第 5	認定第 4 号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 9 号	令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 11	議案第 65 号	財産の無償貸付について
日程第 12	議案第 66 号	令和 2 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 13	委発第 2 号	大郷町議会委員会条例の一部改正について
日程第 14	閉会中の所管事務調査	

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、5 番佐藤千加雄議員及び 6 番田中みつ子議員を指名いたします。

日程第 2	認定第 1 号	令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳

		入歳出決算の認定について
日程第6	認定第5号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第6号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	認定第7号	令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	認定第8号	令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第9号	令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第2、認定第1号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第6号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第7号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第8号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第9号 令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの決算について、委員長より審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長赤間茂幸議員。

決算審査特別委員長（赤間茂幸君） 令和2年9月18日。大郷町議会議長石川良彦殿。決算審査特別委員会委員長赤間茂幸。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付すことに決定した。

記

事件番号、件名、審査の結果で読み上げます。

認定第1号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

て、認定すべきものと決定。

認定第2号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第3号 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第4号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第5号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第6号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第7号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第8号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第9号 令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきものと決定。

令和元年度各種会計決算審査意見。

一般会計。

- ・技術系職員の計画的採用を行い、職員の負担軽減を図られたい。
- ・ふるさと納税の用途を増やすとともに、返礼品のさらなる充実を図られたい。
- ・新型コロナウイルス禍の中での避難所運営指針等を早期に作成し、適正な収容人員の把握に努められたい。
- ・住民バス、ふれあい号及びスクールバスの利用者の利便性を考慮した、総合的な公共交通体制を早期に検討されたい。
- ・コンビニエンスストア等での納付及び電子納付等を利用した納税方法を検討されたい。
- ・高齢者・障がい者の熱中症対策として、エアコンの設置等の支援を検討されたい。
- ・健康診断の重要性を周知し、受診率向上を図られたい。
- ・家庭ごみ減量対策として、さらなる周知・指導を徹底されたい。
- ・開発センター及び物産館2階の有効的な利用を早急に検討されたい。
- ・開発行為に対する意見を付すにあたり、災害防止の観点から造成を伴う開発に対し強い指導を行われたい。

- ・郷郷ランドの遊具の安全確保を徹底されたい。
 - ・空き地、空き家バンクの登録者増を図るため、工夫を凝らし掘り起こしに努められたい。
 - ・無形文化財の継承が危ぶまれるので、人材確保の支援を図られたい。
国民健康保険特別会計。
 - ・健康診断の受診率向上を図り、医療費抑制につなげられたい。
介護保険特別会計。
 - ・認知症の早期発見・早期治療・予防につながる相談体制の充実に努められたい。
後期高齢者医療特別会計、なし。
 - 下水道事業特別会計。
 - ・加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。農業集落排水事業特別会計。
 - ・加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。戸別合併処理浄化槽特別会計。
加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。
 - 宅地分譲事業特別会計、なし。
 - 水道事業会計。
 - ・石綿セメント管及び老朽管の更新を早期に実施し、有収率向上を図られたい。
- 以上です。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

なお、暑い方は体調に合わせて上着を脱いでいただいても結構でございます。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 認定第1号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

令和元年度一般会計決算、歳入では、未来づくり事業資金、地域づくり事業貸付金として町が(株)おおさと地域振興公社に貸し付けている約9,650万円のうち200万円しか返済されておらず、さらに約10年前のファームガーデン事業関係の過年度返済金7,500万円など、10年経過した現在に至ってもいまだに返済されておらず、2件合わせると未償還金は1

億6,950万円で、本町の令和元年度の町民税約3億7,200万円の約45.6%に相当する金額がいまだに返済されていません。

歳出では、財産取得費としての8,000万円支出について、令和元年5月21日の議員全員協議会の中で、民間会社と町長の間で、町が買わなければ公社に買わせると、議会に提案する以前に、口頭とはいえ本町の最高権者である田中町長が、特定の民間会社と既に約束をしていたような説明があった中での道の駅西側の駐車場を購入となるなど、さらに本年度になってからも中村原地区の台風被害者移転造成計画なども、当初町が住宅造成を行えば財政破綻するとして、民間会社が造成することで被災者に安価で提供できると田中町長が説明していながら、突然、町が土地を買い上げ造成すると変わり、最終的に駐車場購入と同じように公金支出までの不透明な経緯が見受けられるなど、このような事業費支出が続けば本町の信用がなくなると考えます。

さらに、令和元年度各種会計決算審査意見書で前年まで記載されていた(株)おおさと地域振興公社の未償還金に対する大郷町監査委員の意見がなぜかなくなっていますが、歳入において(株)おおさと地域振興公社の未償還金の早期回収をすべきであり、歳出では新しい発想、民間活用と言いながら、このような不透明な経緯の事業に対して公金の支出はなくすべきであり、行政として通常の手続を経て行った事業だけに公金の支出を行うべきであります。

以上の理由で、認定第1号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、認定第1号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論の発言を許します。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 認定第1号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

初めに、昨年10月の東日本台風災害に遭われました皆様には心からお見舞いを申し上げます。中粕川地域においては、堤防の決壊により甚大なる被害となり、津波被害のようでありました。激甚災害にもかかわらず人的被害がなかったのは、区長さんをはじめ区民皆さんの防災に対する意識と訓練が高度で熟練されたものと確信しております。また、中粕川では災害復興推進委員会を発足させて、区長さんが委員長となり、役員構成は被災者であります。被災者の意見を吸い上げて町への要望を行い、復興再生ビジョンへの参加をしていることはすばらしいことである

と尊敬しております。

災害時、消防団員の皆様の昼夜に及ぶ対応、御苦労さまでした。また、役場職員の皆様には、被災者に寄り添い徹夜で対応されたこと、誠に御苦労さまでした。

最後に、災害後の片づけにボランティアでおいでいただきました皆様には、深甚なる感謝の意を表します。

それでは、令和元年度一般会計決算について、10月に発生した東日本台風の災害による関連経費が増え、加えて新型コロナウイルス感染症による経費増となり、執行部にとりましては、大変苦労された決算であったと考えます。

歳入総額は61億8,375万2,000円、歳出総額は53億701万1,000円、歳入歳出差引は8億7,674万1,000円となり、翌年度への繰越明許費は2億29万1,000円で、実質収支額は6億7,645万円となりました。6億円を基金に、残り7,645万円は次年度へ繰越しとなります。健全な財政運営の指標である財政力指数は0.46となり、微増ではあるが強化した数値となりました。実質収支比率は23.5%、前年度比55.2ポイント増、経常収支比率は92.7%となり、前年度比0.2ポイント増となりました。実質公債費比率は9.2%となり、前年度に比べ0.4ポイント減少。

これらの数値を見ると、適切な事務事業が執行され、健全な財政運営をなされたことが認められます。今後も健全なる財政運営を堅持し、町民福祉の向上に向けて効率的、効果的な事務事業の推進に取り組んでいただくよう切望し、賛成討論といたします。

終わります。

議長（石川良彦君） 次に、認定第1号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。6番田中みつ子議員。

6番（田中みつ子君） 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の賛成討論をいたします。

昨年10月、台風19号で堤防が越流し、100メートルも決壊するという大惨事に見舞われました。にもかかわらず、一人の死亡者もなかったことは、防災訓練等で常日頃、町民の防災意識が高いためだと思います。あのとき、役場職員のみんが小走りになりながら、被災された町民のために頑張っている姿を見て、本当に頭が下がりました。先日、町長に対して、公約違反ではないかと言う人がいましたが、間違いだと思います。なぜなら、まだ道半ばです。あの被災した現状を見たとき、被災者をど

のように救済するか、それこそ町民第一主義で頑張ってきたと思います。

ちょうど、櫻井家の土地も譲り受けることができました。それに、新型コロナウイルスも発生しました。被災した町民、町内広く住民のために復興定住推進課を増設し、職員4人体制で災害に遭われた皆様のために、スピード感を持って一日でも早く復興できるように頑張れると思います。

誰でも、言うはやすし行うは難しです。令和元年度の決算は、何ひとつ町民に恥じる決算内容ではないと思います。町政は町民の生活そのものだと思います。

これからも、役場職員の皆さん、自信と誇りを持って、事に当たってください。復興再生に役場の知恵と議会議員の後押しを発揮してまいりますので、頑張ってください。

令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算に賛成討論とします。

終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 先ほど、賛成の同僚議員が詳しく数字のほうを申し上げておりましたので、そのほかに考えたことをお話し申し上げたいと思います。

これまでにない、この大郷町の歴史の中にあって、大変な大規模な災害が2つも出た。このことについて、我々経験をしたことがない中で事業をし、こうやって我々議員の中に提出をしていただいた。このことは、やはりこの執行部の皆様方、そしてまた職員の皆様方が本当に、職員の皆様にあっては、台風19号にあって私も夜中にお会いした。一生懸命頑張っておりました。そういう姿、大変な思いであったと思います。そして、しっかりとまとめ上げて、こうやって決算書を出したということ、これは本当に称賛に値するものであると、私なりに判断をさせていただきたいと思います。

被災をした人、またはその地域の方にあってはここ二、三年が恐らく山であると私は思います。被災した皆さんが、どうか一時でも早い生活再建、そしてこれまでどおりの仕事に就けるように、しっかりと執行部、そして職員の皆様にはお願いを申し上げたいと思います。

今年から来年にかけて、恐らく計画が具現化してくるだろう、しっかりと現れてくるということは、復興が目に見えて進んでくるということ

であります。今仮設で大変な目に遭っている、コロナで。また、みなし仮設、そのほかにも。そういう方々が大きなうちから小さなところに入って、この暑さにめげずにしっかりと頑張っている姿、これは我々はしっかりと支援をしていかなければならないし、執行部の皆さんにもその辺はしっかりと御支援を賜りたい。期待を込めて、賛成の立場で討論といたします。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、認定第1号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第2号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第2号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第3号 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） これをもって討論を終わります。

これより認定第3号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第4号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第4号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第5号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第5号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第6号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第6号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第7号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第7号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定に

対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第8号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第8号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第9号 令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第9号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告

のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 1 1 議案第 6 5 号 財産の無償貸付について

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議案第65号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第65号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

議案第65号 財産の無償貸付について。

次のとおり財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 無償貸付をする財産

土 地

所在地 大郷町中村字町浦 1 番 1

地積 922.56㎡

所在地 大郷町中村字原町11番 6

地積 848.71㎡のうち748.71㎡

所在地 大郷町中村字東浦18番

地積 7,119.00㎡のうち537.50㎡

2 無償貸付の相手方

東京都中央区東日本橋 2 丁目 8 番 9 号

株式会社伊達屋

代表取締役 三 浦 靖

3 無償貸付の目的

株式会社伊達屋宮城工場並びに社員駐車場として利用するため。

4 無償貸付の期間

令和 2 年 9 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 9 月 18 日提出

大郷町長 田 中 学

旧たばこ会館の建物の無償譲渡につきましては、9月本定例会におきまして御可決いただいたところでございます。土地につきましては、複数年契約により貸付けする予定でございました。その後、株式会社伊達

屋と協議しましたところ、土地につきましては宮城工場のほか社員駐車場が必要ということから、近隣の遊休町有地であります旧黒川高大郷校の町民体育館北側に候補地がありまして現地調査をしたところ、ぜひとも借用したいということから、宮城工場と社員駐車場の土地を貸付けすることとしたところでございます。

株式会社伊達屋宮城工場は、今年の台風19号により被災し、床上150センチメートルの浸水被害により、機械類等を更新、新調しております。本町に平成23年11月に創業以来、現在、社員48名中、町内在住者が15名いるそうでございます。今年の台風19号で被災してから移転候補地を模索していた中で、町内での移転を希望し、引き続き本町で操業していただくことは、本町としても企業の定着並びに町内雇用の促進にも寄与している企業であると判断いたします。また、今年の台風により甚大な被害があったことから、貸付けに当たり、貸付期間中の賃借料につきましては無償とするものでございます。

議案第65号につきましての提案理由の説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第65号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 8月20日の全員協議会の中で、旧たばこ会館の建物は無償でもうお渡ししますという御説明があった中で、この土地については年間96万6,923円でお貸しするというような説明があった中で、これは説明する段階で、先ほども名前が出ていましたこの伊達屋さんのほうにお話をされて、それで決定して、この8月20日に全員協議会でのお話があって、9月定例会で可決されたという経緯があった中で、なぜ今回、土地について無償という形にしたのか。さらに、たばこ会館の跡地だけじゃなくて、旧大郷高校の一部、グラウンドといいますか土地の一部ですね、そこまでも無償で貸し付けるということになぜなったのか。ちょっとお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

このことにつきましては、建物の譲渡時におきまして、議会に提案した際に議員の皆様からいろんな御提言なりもいただいたところでございます。

今年の台風19号によりまして、甚大な被害を受けたのでいろいろな支援ができないのかという御意見もいただいた中で、その譲渡の可決をい

ただいた後に、町の内部でいろいろ検討を重ねたところでございます。

大分被害が大きかったものですので、今回、粕川の後沢田から中村のほうに移転するわけでございまして、移転費用も大分かさんでくるわけでございまして、いろいろ国の支援等は受ける予定ではおりますが、町としての支援というのはまるっきり出しておらないものでございまして、そのお見舞いを含めた形で、町の内部でその部分につきましては2年半は無償にしまして、その後につきましては会社の業績が好転に転じれば、会社では土地につきましても購入してもよろしいというふうな話もございましたので、今回その2年半につきましては、町では無償貸付を決定し、今回提案させていただいたものでございます。

続きまして、大郷校跡地の部分でございしますが、土地、駐車場につきましましては、いわゆる今回お貸しする土地の部分につきましては、駐車場敷地が約20台ほどしかないものでございまして、そちらも伊達屋さんがいろんな場所を模索、駐車場敷地を模索していたところでございます。それもどこか町の所有地の中で空いているスペースはございませんかというような相談がございまして、近い場所もここにはございますというような話、それで先ほど提案理由の説明の中でもありましたが、御案内をした中で、伊達屋の社長さんと一緒に現地調査をし確認したら、ここが駐車場から工場までもう徒歩1分で行くところでございますので、ぜひともお借りできるのであればここをお借りしたいというふうな話もございましたので、ではということで、今回併せて工場敷地と駐車場敷地を無償でお貸しするという御提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにもございせんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 被害額と移転費用、もし分かるのであればお示ししていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 議案には直接関わりのないところなんです、財政課長に答弁いただきます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 被害額等につきましては、把握してございません。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、大友議員からも出ましたが、前に一定額の単価を96万6,923円ということで、賃貸契約するというような約束でしたが、このことについて誰もただにするというふうな話はなかったわけですね。た

だ、無償のもう少し駐車場も必要なようだよということで、私も意見を申し上げましたが、何もこの財政課から説明された金額については、負担がかさむだろうから軽減すべきだというような意見はなかったと思います。そして、48名中15名の今町内の方が働いているということでございますが、台風被害によってこの15名の方々の給料についてはどのような状況になっているのか。台風被害を受けたから、今回大変な経緯だろうということで、そのようないわゆる町の姿勢を示すということでございますが、当然のことながら、そうすればそこで働いている従業員の方々の待遇についてもどうなっているのか検討すべきだと思うんですが、その辺についてはどうなのか、その辺、2点、3点について答弁を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 職員の体制につきましては、私の把握している限りでは15名が町内在住者ということでございまして、実際、台風19号被災されてから、会社につきましては速やかに、機械類がもう全損したということで、新しいものに更新、新調したそうでございまして、新調、更新し、速やかに仕事のほうは続いたかと思われまますので、実際休業したか、何日間休業したかはちょっと私のほうでは把握してございませんが、それにつきましては、今の状態ではうちのほうでは分かりかねるものでございます。

あと、金額につきましては、会社で後沢田から中村のほうに移転する場合に、移転費用が大分、いわゆる建物も旧たばこ会館で、前会社が私有物を全部撤去してございます。今から国の支援を受けながら、改修工事をしていくわけでもございまして、それは100%でございませぬので、ある程度町としても幾らかの形で、いわゆる支援金ではないですけれども、お見舞いという形でさせていただければということで、今回提案させていただきますし、企業を新たに立地した場合に、あとは増設した場合につきましては町ではいろんな支援をしてございまして、企業立地奨励金等も出している部分はございますが、それらも掲げた中で、今回その2年半分、いわゆるその部分が無償とさせていただきたいということでの御提案でございまして。

よろしく願います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 当初、8月20日の全員協議会のときに無償でというような話があればまた別だというの。ここでもう既に示しているんですね。

その後にもまた議会も開いているので、その段階でもこの無償という話題はなかったんですね。96万6,000円という当初からこれを示さなければ大変だろうなということで、あるいは多くの方々も理解したと思うんですが、最初、九十何万円は土地代ということで貸す分はお金もらわないという説明をした中で、急遽今回それもただにしますというような話が出たものでしたから、何でそうなったのかなということをお聞きしたかったんですね。

そして、私が質問したのは、やはり14人だか15人働いておりますが、その方も含めて台風の影響によって給料がどういう影響になっているのか。その辺の、いわゆるただで貸すことによってね、その方々の待遇も改善される、働いている方々も苦しみからの影響が軽減されるということにもなってくれば、ある程度理解もするんですが、その辺の状況も確認して今回の話を進めるべきではなかったかなと思うんですね。その辺についてどうなのか。

また、今回の契約期間は令和5年3月31日までとなっておりますが、その後の経営の好転によってということで、これは極めて、どの段階で何で好転と見るのか。私は、それ以降はやっぱりごく普通に町で賃貸している料金を設定してそれで貸すなりなんなりしておかないと、どうも好転ということで、経営者側からすればいつでも好転でないということが口実で無償にしてもらいたいということで、これ出てくると思うんです。その辺の判断の基準というのも、ちゃんと示すべきではないかと思うんですがどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、1点目の人件費に対する部分ということでございますが、実際、今後、伊達屋さんといろんな契約を今後正式に結んでいくわけでございますが、その辺なりも確認しながら慎重に進めていきたいと思っております。

あと、もう1点の賃貸する期間が令和5年3月31日まで、無償期間はそれでございますが、好転に転じた場合は買取りも希望しますよと。あと、そうじゃない場合、いわゆるそんなに業績が伸びないという場合につきましては、令和5年4月1日からは賃貸借契約によりまして、賃料をいただいて契約をさせていただくというふうな予定で、どちらかになる予定でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町のいわゆる黒高の跡地の、今回の中村字東浦18番、旧

大郷分校のここの一角なんですけど、あの土地の全体をどのように今後使っていくかというような、そういうビジョンをやっぱり示してもらわないと、そこを部分的に買うからと言われても、はい、そうですかというようなことでは、ちょっとまちづくりの計画の中で、その辺はどうも町としてこうしていくんだという主体性が見えないんですね。部分部分にここも欲しい、あそこも欲しいということで、あの旧大郷高校の一角をこうやって部分的に分割して、分譲していったらば、どうなるのかということも疑問に思うんですね。まして、先日のいろいろ災害復興についても、あの辺の土地も住宅に回したらいいのではないのかという話もあったんですが、それはかたくなに拒否しておいて、今回無償でその貸付けをするということについては、どうもその辺の一貫性が見えないと。もっとまちづくりをどのようにしていくかという、大郷高校跡地の使い方についてちょっとどう思っているんですか。部分部分でやはり企業に分割して売っていくんですか。何かそのように話を取らざるを得ないんですが、町としてどのようにそれを示すかが一番だと思うんです。町長の見解をもらっておきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 黒高分校の跡地については、切り売りするような考えは一つもございません。ございません。逆に、いかにして増やすかという手法を取って今、何軒からか竹駒神社が絡んで約8反歩ぐらいの面積が寄附を受けるという、そういう今、手続をしているところであります。全く、分校跡地については幾らお願いされても切り売りするようなことはございませんので、御安心してください。

それから、今回のこの案件につきましては、どうしても伊達屋さんが、大郷町で今後も事業を継続したいというそういう思いが大変強い。そしてまた、町内からの雇用も15名からいる。我々としても、これだけの約50人近くの従業員を抱える企業を誘致するという事になったら、大変な苦勞ですよ。今どきないですから。そういう場合に、本町が保有している、使っていない土地、それをお借りしたいということから、今回底地まで協力するという事になったわけではありますが、建屋についてはもう償却処分しなければならぬ古い建物ですから、それはもう無償でおあげしますと。土地については、年間九十何万円町の試算からすればそれぐらいの賃貸が上がるようではありますが、2年分見舞金として出してやろうと。そして、2年間で会社も順調に繁榮するのであれば、町としても大変喜ばしいことであると。大いに頑張ってくださいとい

う、そんなメッセージを送らせていただきました。

このコロナ禍が終息すれば、恐らく大都市からこの地方に、地方を求めて企業が動き出すと私は想像しておりますが、その場合に今町が持っている土地をいかにして町の活性化に、町の土地を開放してやるかという、そういう時代が私には目に見えてございますので、そういうことも大事であり、発展する条件としての町の所有地をいかに開放するかという、そういう考え方もなければ大郷町の将来はないというふうに私は思います。一々こういう問題で、こういう問題で、千葉議員、まだまだ続いていかなければならないんですよ、私の立場からすれば。もともと、この土地を過去に遡れば、あの日本専売公社から、ただで譲り受けた土地ですから。

議長（石川良彦君） 町長、答弁は要約して。

町長（田中 学君） ただ遊ばせている土地を使わせて何で悪い、何が問題あると私は思いますので、（「認めません」の声あり）今後そういうことで、「なぜころころ変わるんだと言ったんです」の声あり）何でころころ変わるって何が変わった。何が変わったの。

議長（石川良彦君） 町長は答弁に答えればよろしいですから。

町長（田中 学君） 何が変わったんですか。（「何考えてるの・・・」の声あり）

議長（石川良彦君） 千葉議員。今は答弁中であります。

町長（田中 学君） よりいいものを求めるためには、何遍でも変わったり変えたり、そして最終的にこれで落ち着けようというのが、事業の本来の姿ですよ。最初は思いつきで始まる。それをだんだんだんだん修正しながら固めていく。それが発想というものであり、発想のない者は事業ができないということなんです。だから、皆さんはほとんどやっていない。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 先ほど、財政課の課長から分校のほうは20台ということだったんですが、伊達屋さんと話をした結果の中で、この黒川分校の跡地がこの面積になったということで間違いはないのかどうか。もっと伊達屋さんのほうでは、もうちょっと欲しかったというような話がなかったのかどうか、まず1点。

それから、工場が来るとなれば、多分、搬入搬出するトラックがそこを往来するようになると思うんですが、そうなった場合の経路、例えば文化会館から一方通行になるのか、どういう経路をトラックが動くのか、

その辺を教えてください。というのは、一つに、あそこを子供たちが通学するときに、社員の方々の車やトラックって邪魔にならないのか。安全性は確保できるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、1点目の駐車場敷地でございますが、先ほどの提案理由の説明の中でも話をしてございますが、町と伊達屋さんと現地調査をした中で、必要台数がこれぐらいなので面積はこのぐらいだというようなことで、伊達屋さんからこれぐらいの面積があればよろしいというようなことで決定しまして、今回その部分をお貸しするというような形でございます。

2点目の交通安全対策につきましては、前回の全員協議会でもお話はしたところでございましたが、今後正式に伊達屋さんと町とあと第7区行政区とのいろんな覚書なり協定なりを今後締結していくわけでございますが、それなりの交通安全対策をしっかりとした中で、お互いがベストな状態になるようにですね、それぞれいろいろ議論をし合いながら、いい方向にするように町側もいろいろ協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） この伊達屋さん、工場が稼働したのが昭和63年かと思うんですが、それまで固定資産税を町のほうでいただいていたわけなんです。やっぱりこの災害、人も企業も困ったとき、やっぱり何らかの形で寄り添う、そういう姿勢がなければ、大郷の町に誰が来るのか、誰がどういう企業が来るのか。そうじゃなくやっぱりそういう形で、だからこの軌道に乗るまで2年半ですか、固定資産税を減免すると。それを軌道に乗るまでずっとやってほしいだろうけど、向こうはそのままいけない、言えないからどこまでしてもらえるのかなと、じゃあ町でここまですると。そういうものを理解してやらなければいけないのが、我々議会人ではないかなと考えるんですけれども、結構固定資産税、今まであると思うんですが、概算でいいんですけれども、課長、その辺。今まで伊達屋さんが……。

議長（石川良彦君） 納めた固定資産税ということ。

10番（高橋重信君） だから、それはそういう形で町に溶け込んできた企業があると。

議長（石川良彦君） 財政課長、把握していますか。分かりませんか。

10番（高橋重信君） それをここで言った言わないとかって、今話をしている

けど……。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。固定資産税については、ただいま分からないということでもあります。

よろしいですか。ここは質疑の場でありますので、討論の場ではありませんので、よろしくをお願いします。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 2 9 分 休 憩

午 後 2 時 4 0 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号に係る質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 議案第65号 財産の無償貸付について、反対の立場で討論いたします。

令和2年8月20日の議員全員協議会の説明では、老朽化が進む旧たばこ会館建物を民間会社は無償で提供し、地積922.56㎡と748.71㎡、合わせて1,671.27㎡、土地については年間96万6,923円で貸付けするとの説明があった中で、9月16日に決算委員会終了後の議員全員協議会では、昨年の台風で被災した民間会社で本町にも貢献していて、町として補助金も何も出していないとの理由で、旧たばこ会館の土地と旧大郷高校跡地の一部537.5㎡を加えた合計2,208.77㎡を無償貸付に変更するとのことですが、障害児預かりなどの福祉法人なら理解できますが、被災したとはいえ、営利を目的とする民間会社であり、8月20日の時点で民間会社も土地の貸付金が発生することを納得しているとの説明だったはずで、対象の民間会社だけが町に貢献しているのではなく、町内の民間会社、商店、全てが町に貢献しています。このように安易な無償譲渡や無償貸付が前例となり、将来的に収拾がつかなくなる可能性があり、大郷町の議員として現在から将来にわたり、町民全員の財産である町有財産の価値を守る責任があります。町として支援するというのであれば、無償にするのではなく、算定した貸付金の2分の1にするなどの支援にとどめるべきと考えます。

以上の理由で、議案第65号 財産の無償貸付についての反対討論といたします。

以上です。（不規則発言あり）

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。9番和賀直義議員。

町長、静粛に願います。

9番（和賀直義君） 賛成の立場で、討論いたします。

昨年、10月の台風19号にて床上浸水になり、高額な設備が水没し、甚大な被害に遭われました。しかし、社員全員の頑張り、関係者の支援により、非常に短期間で11月より再稼働ができ完全復活を目指すと、社員皆様の支援に感謝しますとの記事をネットで拝見いたしました。社員を大切にする、風通しのよい企業風土と推察しました。

従業員は現在15人、この企業が仙台から大郷に来たのは昭和63年、名前はシルバーシャツでございました。10月に稼働を開始し、多いときは町内の従業員は30から40人くらいと伺っており、また実際見てもおります。まさしく大郷の地域経済を支えてきたと言っても過言ではありません。昭和63年当時といえば、バブル崩壊の兆しが見え始めた時期で、大郷に来る企業が少ないときに来てくれた企業、興味が湧き、工場を見させてもらいました。その当時の縫製工場は、椅子に座っての作業が一般的ですが、立ち姿での作業で、トヨタの生産革新を参考にしたとのことでございます。また、既製服はコスト競争が厳しいので、オーダーシャツにてチャレンジと、今はコルテーゼというブランドを首都圏でオーダーを受けて、大郷で生産しております。大郷発東京日本です。大郷の名を全国に知ってもらう可能性大といってもいいと思います。特徴のある先進的な企業と考えます。

今回の甚大な被害を受け、工場閉鎖も考えたが従業員の雇用を最重要と考え、水害の心配のない土地で事業継続を選択したとのことでございます。

企業誘致は、これから大郷に入っていただくために、種々の特典を提供することも当然重要でございますが、既に大郷に来て地域経済に貢献している企業に何らかの支援は重要な視点と考えます。そういう意味で、今回の執行部の提案に賛成いたします。

皆さんの御同意をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第65号 財産の無償貸付についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第66号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第5号)
議長（石川良彦君） 次に、日程第12 議案第66号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第66号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第66号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第5号)

令和2年度大郷町の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,570万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月18日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、母子保健法の改正によりまして妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう利用者の視点に立った一貫性、整合性のある支援を行うことを目的に、10月から子育て世代包括支援センターを設置することに伴い、関連する基幹系システム改修業務、情報ネットワークなどのVPN構築業務などの追加でございます。歳入では、普通交付税の留保分を計上したものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。
まず、歳入でございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税107万5,000円の増額補正です。本年度の普通交付税の交付決定額は13億3,429万4,000円で、前年比3,883万円の増となっております。

歳入補正額合計107万5,000円でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。歳出でございます。

第2款総務費第1項総務管理費107万5,000円の増額補正です。10月からの子育て世代包括支援センター設置に伴う、関連する基幹系システム改修業務、情報ネットワークなどのVPN構築業務の増額等が主なものでございます。

歳出補正額合計107万5,000円でございます。

以上、補正前の予算額64億9,462万5,000円に歳入歳出とも107万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ64億9,570万円とするものでございます。

一般会計補正予算（第5号）につきましては、以上の内容でございます。

議案第66号につきましてはの提案理由の説明は以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第66号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 説明を聞いておりますと、10月から保健センターに職員を置いて仕事をするというようなことでございますが、現在の体制の中でも保健福祉課の仕事はかなり人材的に不足しているのではないかと思います。いずれ先日の全協では三、四人ぐらいは、将来的にはこの保健センターへの設置について人員を要するというような話でしたが、その辺について人材の確保は十分大丈夫なのか。どのような計画を持っておられるのかを、お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

10月1日から、保健センターでまずは立ち上げ、その内容については既存の職員で対応したいと考えております。その後、その包括支援センターを本格的に運用する上で必要な人材等のボリュームだったり、人数だったり今後把握しながら、人事採用もしくは委託のほうを考えてい

きたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 仕事の内容からしてですね、走りながらこの人材の確保の分も考えていくということでございますが、これは4人体制で、いわゆるニッポン一億総活躍プランということで、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、子ども家庭総合支援事業、こういう事業をやっていくに当たって、走りながら考えるような仕事ではないと思うんですね。もうスタートする段階で、かなりの体制を、いわゆる固い体制をつくって対応すべきものと考えるんですが、どうもその点について甘い考えが多いのではないかと思うんですが、人材的に先日のホームページを見ていますと、1名中級の保健師さんですか、何か1名採用されたようですが、今回採用されたのは今まで不足している分を何か補うためであって、今後ね、3人、4人必要な人材について、果たして、ましてやそれじゃなくても去年の決算書などでも見ておりますが、保健師、保健婦を募集しても全然町にはいわゆる資格のある方が不足していて、採用したいとしても試験を嫌がって来ないという状況なので、簡単に走りながら資格がある人間を確保できるんですか。私、そこが本当に不安なんですよ。確かに国が旗を振ってやらなきゃいけない仕事ではあるんでしょうが、その辺みっちりした、もっと人材を確保していくということも考えていかないと、これ1つの課だけで対応するものではないと思うので。どうなんですか、これは。総務課長ですか、それとも町長ですか。私、課長だけではこれ、課長が採用するわけではないと思うんですよ。どうなんですか、対応できるんですか、本当に。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

保健師につきましては、今現在、正規職員3名、そして会計年度任用職員が1名ございます。そして、全協では申し上げましたが、4月1日から新規に正規の保健師が1名採用されます。そういった中で、保健師が対応しなければならない業務については、今回のセンター立ち上げの中でも対応は可能かと思いますが、なおもう1名、会計年度任用職員として保健師のほうを、ハローワークを通して募集したいと考えているところでございます。あとは、事務方でカバーできるものもありますので、保健福祉課長が申し上げましたとおり、10月1日に立ち上げるわけではございますが、そこで仕事量、行政ニーズ等を把握いたしまして、4月1日に向けても人員の補強をしていきたいというふうに思っております。

ます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どうであれ、私が思うのは、支障を来さないように、本当に相談する窓口が受皿として機能を果たしてもらえればいいんです、誰がどうなろうともね。ただ、今でさえ時間外がうんと多い課がたとえ何人保健師がいようとも、結局それで手いっぱい自分の仕事をやっている中で、さらにそっちに4人なり3人移して仕事をやるとなれば、また電話を取ったりいろいろ対応をするということで、これまでそのスタッフで対応していたのが、三、四人で対応しなくてはならないということになるので、大変な仕事が増えるのではないかと思うのさ。その辺を十分に内部で検討して、国のいわゆる一億総活躍プランに対応するような体制にしていかないと、国では旗を振るが、なかなかお金も寄こさない、あるいは人も寄こさないということで、その辺について、何でも町長は私はやるということで頑張っていますが、町長この辺について、どのように整理していく予定ですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） まず、何よりもやらなければ何も見えてまいりませんので、やることが何よりも大事であります。やったところで、来年度の計画をどう立てていくかを、この10月1日から設置する保健センターに職員を配置してどれだけの仕事量が発生するのか、それなども見極めた上でしっかりした配置を考えてまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第66号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 委発第2号 大郷町議会委員会条例の一部改正について
議長（石川良彦君） 次に、日程第13、委発第2号大郷町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君）

委発第2号

令和2年9月18日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 石川 壽 和

賛成者

同委員 熱 海 文 義

同委員 若 生 寛

同委員 千 葉 勇 治

同委員 石 垣 正 博

同委員 赤 間 茂 幸

大郷町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

裏面を御覧いただきます。

大郷町議会委員会条例の一部を改正する条例

大郷町議会委員会条例（昭和39年大郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「まちづくり政策課」の次に「復興定住推進課」を加える。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第2号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第14、閉会中の所管事務調査を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、時節柄大変お忙しい中、連日御審議を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。

今定例会は、去る9月3日開会以来16日間にわたり、令和元年度各種会計決算認定を中心に、条例の一部改正、令和2年度各種会計補正予算などを審議してまいりましたが、議員各位には特段の御協力により、ここに今定例会を閉会できましたことは、誠に喜びに堪えない次第であります。

今回の定例会に提案されました諸議案、決算認定等、いずれも今後の

町政を展開していく上で重要な案件でありましたが、議員各位におかれましては、町民の代表機関としての機能を十分発揮され、終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切・妥当な結論を得たのでありまして、この御精励に対し深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、執行部におかれましても、町長をはじめ課長各位には、審議の間、常に真剣な態度で御協力をくださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは決算審査特別委員会において出されました意見、要望などに特に配慮をしていただき、今後の町政執行に十分反映されますようお願いするものであります。

昨年の台風19号災害から間もなく1年となりますが、町は災害の復旧・復興を最優先課題として取り組んでおります。そして、被災された皆様には一日も早い生活再建がなされますことを、御祈念を申し上げます。

今年も台風シーズンがやってまいりました。今全国にいつでもどこでも自然災害が起き得る状況にあります。本町においてもこの自然災害に対する一層の災害の防災・減災強化が求められておりますので、今後町民の安心・安全を担保する上でも、そのための鋭意取組を必要とされているものだと思います。

いよいよ収穫の秋となります。議員各位には何かと御多忙のこととは存じますが、それぞれ御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力を賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和2年第3回大郷町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午 後 3 時 0 6 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員